

<b>①件名</b>
市営住宅等における迷惑行為等への対応について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 復興公営住宅の管理戸数の増大に伴い、住宅内での騒音や振動、ペットの飼育等による苦情等が増えていることから、市営住宅入居者の生活の安定を図るため、迷惑行為等が発生した場合の対応等について定める。 <b>【目的】</b> 迷惑行為等が発生した場合の対応等を定めることにより、市営住宅入居者の生活の安定を図る。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> (1) 市営住宅条例第22条（迷惑行為等の禁止） <b>【震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：有・無】</b>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<b>【経過】</b> 平成25年4月1日 復興公営住宅管理開始（1団地20戸） 平成28年3月31日現在 市営住宅管理戸数 3,671戸（うち復興住宅2,318戸） 平成28年4月1日 石巻市営住宅等における迷惑行為対応要綱の制定、施行
<b>⑤主な内容</b>
石巻市営住宅等における迷惑行為対応要綱を制定し、以下を規定する。 1 迷惑行為の規定 市営住宅内などにおいて、他の入居者に迷惑を及ぼし、又は周辺の環境を乱す行為として、ペット飼育や騒音等を迷惑行為として規定するもの。 2 事実調査 申立者等からの聞き取り及び現地調査を行い、記録及び証拠を収集するものとする。 3 是正指導 事実調査により迷惑行為の事実を確認したときは、原因者に対し、当該行為を止めるように指導するとともに、当該行為を行わない旨の誓約書を提出させるものとする。 4 明渡し請求 原因者が是正指導を受けたにもかかわらず、迷惑行為を継続している場合には、市営住宅の明渡し請求を行うものとする。 5 明渡し請求訴訟 原因者が市営住宅を明け渡さない場合は、明渡し請求訴訟を提起するものとする。 6 和解 訴訟提起後において、申立者等から迷惑行為が解消されたことの証明等があった場合は、原因者と和解を行うことができるものとする。

7 強制執行

明渡請求訴訟において、市が勝訴の確定判決を得たとき、または和解成立者が和解条項を履行せず、明渡請求にも応じないときは強制執行の申し立てを行うものとする。

8 対応上の配慮

原因者に考慮すべき特別の事情があると認められる場合には、親族、福祉担当部局等と連携を図るものとする。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

市営住宅入居者の生活の安定が図られる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体の例  
宮城県 要領制定（平成23年12月施行）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

なし

⑨その他

なし